

第5章 配慮書に対する経済産業大臣の意見及び事業者の見解

5.1 配慮書に対する経済産業大臣の意見

「環境影響評価法」（平成9年法律第81号）第3条の6の規定に基づく経済産業大臣の意見（令和2年9月28日）は、次のとおりである。

経済産業省

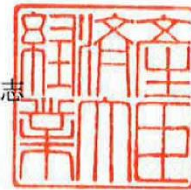
20200702保第25号

令和2年9月28日

川渡風力発電株式会社

代表取締役 鈴木 亨 殿

経済産業大臣 梶山 弘志



川渡風力発電株式会社「(仮称) 六角牧場風力発電事業に係る計画段階環境
配慮書」に対する意見について

令和2年7月2日付けをもって送付のあった「(仮称) 六角牧場風力発電事業に係る計
画段階環境配慮書」について、環境影響評価法（平成9年法律第81号）第3条の6の規
定に基づき、別紙のとおり、環境の保全の見地からの意見を述べる。

1. 総論

(1) 対象事業実施区域等の設定

ア 対象事業実施区域の設定並びに風力発電設備及び取付道路等の附帯設備（以下「風力発電設備等」という。）の構造・配置又は位置・規模（以下「配置等」という。）の検討に当たっては、現地確認を含む必要な情報の収集・把握を適切に行い、計画段階配慮事項に係る環境影響の重大性の程度を整理し、反映させること。

イ 本事業の事業実施想定区域（以下「想定区域」という。）は、宮城県での環境省の「風力発電等に係るゾーニング導入可能性検討モデル事業（平成28～30年度）」により、関係者間で協議しながら、環境保全、事業性及び社会的調整に係る情報を重ね合わせた上で総合的に評価した「風力発電ゾーニング計画書」における「保護優先・地形障害エリア（関係法令や地形的要因の制約が強く、保護を優先すべき又は立地困難なエリア）」、「配慮・調整エリア（立地にあたって関係法令や社会的な配慮・調整が必要なエリア）」及び「導入可能性エリア（一定程度の面積が確保されており、導入可能性を有している）」に指定されている。このため、宮城県のゾーニングエリアの選定根拠を確認し、その趣旨をよく理解した上で、宮城県と協議等を行い、対象事業実施区域等を適切に設定し、本事業の実施による重大な影響を回避又は極力低減すること。

(2) 累積的な影響

想定区域の周辺においては、他の事業者による複数の風力発電所が環境影響評価手続中であることから、本事業とこれらの風力発電所による累積的な影響が懸念される。このため、環境影響評価図書等の公開情報の収集、他の事業者との情報交換等に努め、累積的な影響について適切な調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備等の配置等を検討すること。

(3) 事業計画の見直し

上記のほか、2.により、本事業の実施による重大な影響を回避又は十分に低減できない場合は、風力発電設備等の配置等の再検討、対象事業実施区域の見直し及び基数の

削減を含む事業計画の見直しを行うこと。

(4) 環境保全措置の検討

環境保全措置の検討に当たっては、環境影響の回避・低減を優先的に検討し、代償措置を優先的に検討することがないようにすること。

2. 各論

(1) 騒音に係る影響

想定区域の周辺には、複数の住居が存在しており、稼働時における騒音による生活環境への影響が懸念される。このため、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、「風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル」(平成 29 年 5 月環境省)、その他の最新の知見等に基づき、住居への影響について適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備を住居から離隔すること等により、騒音による生活環境への影響を回避又は極力低減すること。

(2) 風車の影に係る影響

想定区域の周辺には、複数の住居が存在しており、稼働時における風車の影による生活環境への影響が懸念される。このため、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、住居への影響について適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備を住居から離隔すること等により、風車の影による生活環境への影響を回避又は極力低減すること。

(3) 鳥類に対する影響

想定区域及びその周辺では、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成 4 年法律第 75 号)に基づき国内希少野生動植物種に指定されているイヌワシ及びクマタカの生息が確認されていることから、風力発電設備への衝突事故及び移動の阻害等による影響が懸念される。また、想定区域及びその周辺は、サシバ、ノスリ等の主要な渡り経路となっている可能性があることから、これら渡り鳥への影響も懸念される。このため、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、専門家等からの助言を踏まえた鳥類に対する適切な調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、環境保全措置を講

ずることにより、鳥類への影響を回避又は極力低減すること。

(4) 土地の改変に伴う自然環境に対する影響

想定区域及びその周辺には、森林法（昭和 26 年法律第 249 号）に基づき指定された土砂流出防備保安林が存在することから、土地の改変に慎重を要する地域である。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、専門家等からの助言を踏まえること。また、土砂及び濁水の流出等による動植物の生息・生育環境や河川・沢筋等の自然環境等への影響に関する調査、予測及び評価を行い、これらの結果を踏まえ、土砂の崩落及び流出の可能性の高い箇所の改変を回避するとともに、土地の改変量を可能な限り抑制すること等により、自然環境への影響を回避又は極力低減すること。

(5) 植物及び生態系に対する影響

想定区域及びその周辺には、自然環境保全法（昭和 47 年法律第 85 号）に基づく自然環境保全基礎調査の第 6 回・第 7 回調査（植生調査）において植生自然度が高いとされたブナクラス域自然植生等の植生、同調査の第 2 回調査（特定植物群落調査）で特定植物群落に選定されている「六角のススキ草原」、森林法に基づき指定された保安林等が存在することから、本事業の実施により、植物及び生態系への影響が懸念される。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、現地調査により自然度の高い植生等が存在する区域を明らかにした上で、植物及び生態系への影響について、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、既存道路や牧野、伐採跡地等の無立木地を活用すること等により、これらの自然度の高い植生等の改変を回避又は極力低減すること。

以上の検討の経緯及び内容について、方法書以降の図書に適切に記載すること。

5.2 経済産業大臣の意見に対する事業者の見解

配慮書に対する経済産業大臣の意見及びそれに対する事業者の見解は表 5.2-1 のとおりである。

表 5.2-1 配慮書に対する経済産業大臣意見と事業者の見解

No.	経済産業大臣の意見	事業者の見解
1	<p>1. 総論</p> <p>(1) 対象事業実施区域等の設定</p> <p>ア 対象事業実施区域の設定並びに風力発電設備及び取付道路等の附帯設備（以下「風力発電設備等」という。）の構造・配置又は位置・規模（以下「配置等」という。）の検討に当たっては、現地確認を含む必要な情報の収集・把握を適切に行い、計画段階配慮事項に係る環境影響の重大性の程度を整理し、反映させること。</p>	<p>対象事業実施区域の設定並びに風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、現地確認を含む必要な情報の収集・把握に努め、計画段階配慮事項に係る環境影響の重大性の程度を整理し、今後の手続きの中で検討いたします。</p>
2	<p>イ 本事業の事業実施想定区域（以下「想定区域」という。）は、宮城県での環境省の「風力発電等に係るゾーニング導入可能性検討モデル事業（平成 28～30 年度）」により、関係者間で協議しながら、環境保全、事業性及び社会的調整に係る情報を重ね合わせた上で総合的に評価した「風力発電ゾーニング計画書」における「保護優先・地形障害エリア（関係法令や地形的要因の制約が強く、保護を優先すべき又は立地困難なエリア）」、「配慮・調整エリア（立地にあたって関係法令や社会的な配慮・調整が必要なエリア）」及び「導入可能性エリア（一定程度の面積が確保されており、導入可能性を有している）」に指定されている。このため、宮城県のゾーニングエリアの選定根拠を確認し、その趣旨をよく理解した上で、宮城県と協議等を行い、対象事業実施区域等を適切に設定し、本事業の実施による重大な影響を回避又は極力低減すること。</p>	<p>対象事業実施区域の設定に当たっては、宮城県と協議等を行い、本事業の実施による重大な影響を回避又は極力低減するよう努めます。</p>
3	<p>(2) 累積的な影響</p> <p>想定区域の周辺においては、他の事業者による複数の風力発電所が環境影響評価手続中であることから、本事業とこれらの風力発電所による累積的な影響が懸念される。このため、環境影響評価図書等の公開情報の収集、他の事業者との情報交換等に努め、累積的な影響について適切な調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備等の配置等を検討すること。</p>	<p>風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、環境影響評価図書等の公開情報の収集、他の事業者との情報交換等に努めます。また、必要に応じて累積的な影響について適切な調査及び予測を実施することを検討いたします。</p>
4	<p>(3) 事業計画の見直し</p> <p>上記のほか、2.により、本事業の実施による重大な影響を回避又は十分に低減できない場合は、風力発電設備等の配置等の再検討、対象事業実施区域の見直し及び基数の削減を含む事業計画の見直しを行うこと。</p>	<p>本事業の実施による重大な影響を回避又は十分に低減できない場合は、風力発電設備等の配置等の再検討、対象事業実施区域の見直し及び基数の削減等を含む事業計画の見直しを行います。</p>
5	<p>(4) 環境保全措置の検討</p> <p>環境保全措置の検討に当たっては、環境影響の回避・低減を優先的に検討し、代償措置を優先的に検討することがないようにすること。</p>	<p>環境保全措置の検討に当たっては、環境影響の回避・低減を優先的に検討し、代償措置を優先的に検討することがないように努めます。</p>
6	<p>2. 各論</p> <p>(1) 騒音に係る影響</p> <p>想定区域の周辺には、複数の住居が存在しており、稼働時における騒音による生活環境への影響が懸念される。このため、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、「風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル」（平成 29 年 5 月環境省）、その他の最新の知見等に基づき、住居への影響について適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備を住</p>	<p>風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、第 6 章に記載のとおり、「風力発電設備から発生する騒音等測定マニュアル」（平成 29 年 5 月環境省）及びその他の最新の知見等に基づき、住居への影響について適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、騒音による生活環境への影響を回避又は極力低減するよう努めます。</p>

	居から離隔すること等により、騒音による生活環境への影響を回避又は極力低減すること。	
7	<p>(2) 風車の影に係る影響</p> <p>想定区域の周辺には、複数の住居が存在しており、稼働時における風車の影による生活環境への影響が懸念される。このため、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、住居への影響について適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備を住居から離隔すること等により、風車の影による生活環境への影響を回避又は極力低減すること。</p>	風力発電設備の配置等の検討に当たっては、住居への影響について適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風車の影による生活環境への影響を回避又は極力低減するよう努めます。
8	<p>(3) 鳥類に対する影響</p> <p>想定区域及びその周辺では、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）に基づき国内希少野生動植物種に指定されているイヌワシ及びクマタカの生息が確認されていることから、風力発電設備への衝突事故及び移動の阻害等による影響が懸念される。また、想定区域及びその周辺は、サシバ、ノスリ等の主要な渡り経路となっている可能性があることから、これら渡り鳥への影響も懸念される。このため、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、専門家等からの助言を踏まえた鳥類に対する適切な調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、環境保全措置を講ずることにより、鳥類への影響を回避又は極力低減すること。</p>	猛禽類や渡り鳥に着目した調査を実施し、事業実施想定区域及びその周辺における猛禽類の生息状況を把握いたします。その結果を踏まえ、イヌワシ及びクマタカ等への影響が低減できるよう必要に応じて想定区域を適切に絞り込む等、事業計画を検討いたします。
9	<p>(4) 土地の改変に伴う自然環境に対する影響</p> <p>想定区域及びその周辺には、森林法（昭和26年法律第249号）に基づき指定された土砂流出防備保安林が存在することから、土地の改変に慎重を要する地域である。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、専門家等からの助言を踏まえること。また、土砂及び濁水の流出等による動植物の生息・生育環境や河川・沢筋等の自然環境等への影響に関する調査、予測及び評価を行い、これらの結果を踏まえ、土砂の崩落及び流出の可能性の高い箇所の改変を回避するとともに、土地の改変量を可能な限り抑制すること等により、自然環境への影響を回避又は極力低減すること。</p>	風力発電設備の配置を含む事業計画策定時には、必要に応じて専門家からの助言を受けるほか、土地の改変が必要な場合には関係機関とも協議し、影響を回避又は極力低減できるよう努めます。また、工事実施に伴う濁水については沈砂池を設置し、河川等への環境影響低減効果について、予測・評価を実施いたします。併せて、造成にあたっては土地の改変量を可能な限り抑制するなど、自然環境への影響を回避又は極力低減するよう事業計画を策定いたします。
10	<p>(5) 植物及び生態系に対する影響</p> <p>想定区域及びその周辺には、自然環境保全法（昭和47年法律第85号）に基づく自然環境保全基礎調査の第6回・第7回調査（植生調査）において植生自然度が高いとされたブナクラス域自然植生等の植生、同調査の第2回調査（特定植物群落調査）で特定植物群落に選定されている「六角のススキ草原」、森林法に基づき指定された保安林等が存在することから、本事業の実施により、植物及び生態系への影響が懸念される。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、現地調査により自然度の高い植生等が存在する区域を明らかにした上で、植物及び生態系への影響について、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、既存道路や牧野、伐採跡地等の無立木地を活用すること等により、これらの自然度の高い植生等の改変を回避又は極力低減すること。</p>	現地調査を適切に実施し、自然植生の分布状況や重要な種の生育状況を把握し、その結果を踏まえ影響が低減されるよう事業計画を検討いたします。
11	以上の検討の経緯及び内容について、方法書以降の図書に適切に記載すること。	上記の検討の経緯及び内容について、方法書以降の図書に適切に記載いたします。